

# 那覇空港事務所からのお知らせ

那覇空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に那覇空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただき、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機、ドローン等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 那覇空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

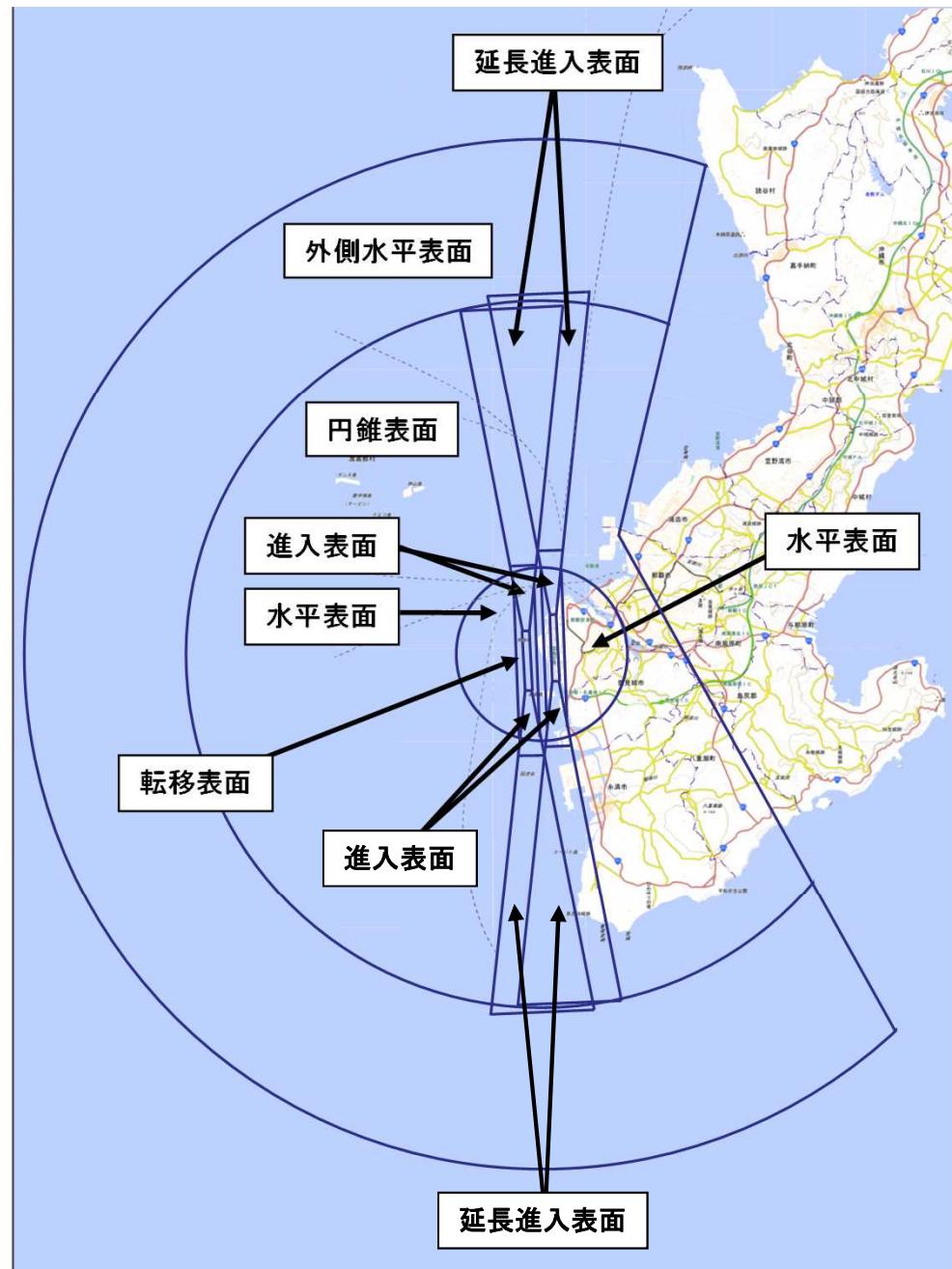
## ※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 空港振興課

TEL : 098-859-5109

E-mail : [cab-naha-toukei@mlit.go.jp](mailto:cab-naha-toukei@mlit.go.jp)

## 那覇空港の制限表面区域図



※この区域図は地理院地図を加工して作成しております。

区域図は参考としてご活用いただき、区域にかかるかの判断が難しい場合は、左記の照会窓口までご連絡ください。